

平成 22 年第 3 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 22 年 9 月 9 日（木曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 22 年 9 月 9 日（木曜日）午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

第 2 報告第 6 号 専決処分報告について（平成 22 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号））（質疑・委員会付託）

第 3 議案第 134 号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 4 議案第 135 号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 5 議案第 136 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 6 議案第 137 号 墓地の永代使用料の還付制度の統一に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 7 議案第 138 号 大仙市地域交流センター「はびねす大仙」条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 8 議案第 139 号 大仙市公共施設修繕引当基金条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 9 議案第 140 号 大仙市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 10 議案第 141 号 字の区域の設置について（質疑・委員会付託）

第 11 議案第 142 号 字の区域の変更について（質疑・委員会付託）

第 12 議案第 143 号 大仙市過疎地域自立促進計画の策定について（質疑・委員会付託）

第 13 議案第 144 号 市道の路線の認定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 4 議案第 1 4 5 号 平成 2 1 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 4 6 号 平成 2 2 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 4 7 号 平成 2 2 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 4 8 号 平成 2 2 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 4 9 号 平成 2 2 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 5 0 号 平成 2 2 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第
2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 5 1 号 平成 2 2 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 5 2 号 平成 2 2 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第
2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 5 3 号 平成 2 2 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 5 4 号 平成 2 2 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 5 5 号 平成 2 2 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算 (第 2
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 5 6 号 平成 2 2 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 決算特別委員会の設置について
- 第 2 7 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 2 8 議案第 1 5 7 号 平成 2 1 年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 9 議案第 1 5 8 号 平成 2 1 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)

- 第 3 0 議案第 1 5 9 号 平成 2 1 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 1 議案第 1 6 0 号 平成 2 2 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)
(説明・質疑・委員会付託)
- 第 3 2 請願第 6 号 郵政民営化のさらなる推進に関することについて
(委員会付託)
- 第 3 3 陳情第 1 9 号 司法修習生の給費制の存続を求めることについて
(委員会付託)

出席議員 (2 9 人)

1 番 大 野 忠 夫	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
1 0 番 富 岡 喜 芳	1 1 番 佐 藤 清 吉	1 2 番 石 塚 柏
1 3 番 金 谷 道 男	1 4 番 武 田 隆	1 5 番 渡 邊 秀 俊
1 6 番 高 橋 敏 英	1 8 番 佐 藤 芳 雄	1 9 番 大 山 利 吉
2 0 番 北 村 稔	2 1 番 高 橋 幸 晴	2 2 番 本 間 輝 男
2 3 番 橋 本 五 郎	2 4 番 藤 田 君 雄	2 5 番 橋 村 誠
2 6 番 佐 藤 孝 次	2 7 番 千 葉 健	2 8 番 鎌 田 正
2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 児 玉 裕 一	

欠席議員 (1 人)

1 7 番 菊 地 幸 悦

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美	副 市 長 久 米 正 雄
副 市 長 山 王 丸 愛 子	教 育 長 三 浦 憲 一
代表監査委員 福 原 堅 悦	総 務 部 長 老 松 博 行
企 画 部 長 小 松 辰 巳	市 民 生 活 部 長 元 吉 峯 夫
健 康 福 祉 部 長 武 藤 芳 和	農 林 商 工 部 長 藤 原 薫

建設部長	田口隆志	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	高橋修司
教育次長	青谷晃吉	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局	長	佐々木誠治	参	事	竹内徳幸
主	幹	伊藤雅裕	主	査	菅原直久
主	事	中川智晴			

午前10時00分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、17番菊地幸悦君です。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、本会議第2日に続き、一般質問を行います。

2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。

共産党の佐藤文子です。質問者の最後の質問者として、順次通告に従って質問させていただきます。

はじめに、新たな保育制度についてです。

深刻化する不況と広がる貧困を背景に、生活のために働かなければならない家庭が急増しております。とりわけ3歳未満児の保育需要は大きく、伴って保育所に入れない待機児童の増加が社会問題にもなっております。

こうした中で、政府は6月に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を公表いたしました。この新システムは、昨年12月30日に閣議決定した新成長戦略において、「幼保一体化を含めた保育分野の制度、規制改革の検討を進める」として検討を重ねてきたものであります。

保育制度の新システムとはどういうものなのでしょうか。政府の説明によりますと、

1つに、子ども省の創設で推進体制と財源を一元化すること。2つ目には、市町村の裁量で現金給付や現物給付などの組み合わせを含めて給付の設計を行う。3つ目には、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根を取り払って、こども園に一体化する幼保一体化を進めること。4つ目には、短時間利用者向けサービスや早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービスなど多様な保育サービスを提供すること。5つ目には、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るとしています。

具体的には、国は既存の国庫補助金、負担金、関係補助金を一括化し、事業主と本人の拠出も含めて（仮称）子ども・子育て勘定を創設して、（仮称）子ども・子育て包括交付金として、子供の人口等に応じて市町村に配分します。また、市町村は子ども手当などの現金給付と保育などの現物給付をどのように行うか組み合わせを決定して、市町村の裁量で給付を行います。また、給付はすべての子供を対象とする子ども手当や地域子育て支援、妊婦検診などを基礎給付として、また、産前・産後育児休業給付や幼保一体給付、放課後対策給付を（仮称）両立支援・保育・幼児教育給付と何とも長いこうした名前とするこの2階建ての仕組みになるようです。

では、新システムで保育制度はどのように変わるのか、どのような問題があるのでしょうか。

まず1つ目には、新しい保育制度は利用者と事業者の直接契約、利用者への直接補助方式と応益負担を制度の基本としております。市町村の仕事は、介護保険と同様に要保育度認定と費用給付の支払いだけになり、サービスの確保は利用者の自己責任になります。また、応益負担原則を導入することによって利用者負担が増えれば、サービスの利用を控えるということにもつながってまいります。こうなると保育所の収入が不安定になり、保育所運営は困難、職員処遇の低下も危惧されます。さらに保育所に株式会社も含めた多様な事業主体の参入を図るために、指定管理者制度の導入など保育の市場化も明確に示しているところであります。

このように新システムで保育制度は、直接契約制度の導入、応益負担の原則、さらには保育の市場化へと大きく変えようとしているところであります。現行の保育制度が児童福祉法で国と市町村に保育の実施義務を明確に位置づけ、最低基準をもって保育の必要な子供が全国どの地域においても等しく保育が保障され、保育料においても保護者の所得格差が保育格差にならないよう応能負担を原則としてきました。新しい保育制度は、国と自治体の責任による保育保障、つまり保育の公的責任を根底から崩すことにつなが

ります。これが最大の問題だと私は考えます。

2つ目には、具体的な構想もないまま、保育園と幼稚園を（仮称）こども園として幼保一体化が提案されていることです。新システムの提案する一体化は、制度の一元化ではなくて財源面、機能面、所管のそれぞれの一元化で、財源面では（仮称）子ども・子育て勘定に一元化し、機能面では幼稚園も保育機能を発揮して長時間保育や乳児保育ができるようにし、所管は子ども省子ども局を創設して一元的な運用をするというようなものです。こうした提案の背景には、保育所の待機児童対策や市立幼稚園の定員割れ対策などがあります。成り立ちも機能も大きく異なる幼稚園と保育所を、幼稚園と保育所は母親が働いているかいないかの違いに過ぎないといった政府の担当者の考えなどが出ているように、関係者との議論も十分行わず、一体化する提案は拙速だとの問題も指摘されているところであります。

3つ目には、保育制度改革を地域主権改革と一体で進めようとしているところであります。先の国会で継続審議になっている地域主権改革一括法案には児童福祉法の改正も含まれておりますが、この中で保育に関しては保育所最低基準の廃止や地方条例化が提案されております。子供にかかわる国の最低基準を取り払って、自治体任せにすることになります。子供の権利保障の責任を国みずからが放棄することにほかなりません。市町村の裁量が強調され、どのようなサービスをどう給付するか、すべて自治体に任されることになり、自治体の財政力に大きな差がある中で、保育、子育てサービスに関する地域格差を一層広げる恐れがある、このことが第3の問題だと考えられます。

このように子ども・子育て新システム基本制度要綱案に見る新たな保育制度には多くの問題があります。反対する意見書を提出した議会もあるようですが、市長は政府の方針、動向をどのように受け止めているのでしょうか。

2つ目には、国保運営と広域化についてお尋ねいたします。

高すぎる国保税、増え続ける滞納、国保財政の悪化、国保税のさらなる高騰という悪循環から抜け出せない国保の危機的状況がますます深刻化しております。こうした事態への根本的な打開策を打たない一方で、民主党政権は国保の広域化を推進する法案を通し、後期高齢者医療制度の見直しとも連動させて医療保険の都道府県単位化を進めようとしております。これらをどう見るのか、国保再建のためどうすべきかについて我が党の立場と要望を述べて、当局の見解を伺います。

まず、国保の危機的状況と言えるその現状について述べてみたいと思います。

1 つには、国保税の異常な高騰と滞納世帯の増加、国保財政の悪化であります。この事態を引き起こした現況は、取りも直さず医療費や市町村への国の負担金・補助金を削減する改悪を次々に行ってきたことにあります。国保総収入に占める国保支出金の割合は、1980年代には50%程度あったものが2007年には25%まで落ちております。重大なことは、歴代政権が国保加入者の貧困化、国保の貧困化が進行した後も国庫負担を復元せず、ひたすら住民と自治体に犠牲を押しつけてきたのであります。

2 つ目には、保険証の取り上げ、いわゆる無保険者の急増であります。世論の批判を受け、若干この数が減ったとはいえ、2009年度の資格証明書に変えられた世帯は31万世帯に上っております。国民皆保険を根底から掘り崩す事態となっているわけがあります。

3 つ目には、督促や財産調査、差し押さえなど人権無視とも言える国保行政を強いられてきているということです。

4 つ目には、高すぎる窓口負担と低所得者の窓口負担の減免制度、これがあるわけですが、十分機能していないという問題があります。何とか保険料は払ったけれども3割の医療費までは回らない、保険証はあるが病院には行けないといった事態が広がっているわけです。減免制度を設けても、その対象が災害、失業、廃業などの所得が激減した人に限定し、恒常的低所得者には適用していないのであります。

次に、国保の広域化の問題について述べます。

5月12日に成立いたしました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律、以下、改定国保法ですけれども、これは国保を広域化し、都道府県単位に集約するための一連の制度改編が盛り込まれました。その基本は、都道府県に国保の広域化と支援方針をつくらせることにあります。支援方針には、市町村国保の財政改善、収納率向上、医療費適正化などの目標が書き込まれております。法成立の1週間後には、厚労省は都道府県知事宛に「広域化等支援方針の策定について」という通達を出しております。そこには「一般会計繰り入れによる赤字補てん分は、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等によって、できる限り早期に解消するように努めること」と明記されています。すなわち都道府県下の国保税を均一にするために市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転嫁させろと、そう言っているのと同じであります。

国保の財政難が深刻化する中、自治体や医療関係者の中には、わらをもすがる思いで

広域化に期待する声もあるようですが、国保財政難の原因は国庫負担の削減にあるわけですから、国の予算を削減し続けたまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはなりません。広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、保険料はさらに高騰し、今後、医療給付費が増えるのに応じて際限なく引き上がるようになるでしょう。また、保険者組織の広域化は住民無視の組織運営に直結いたします。保険税引き下げや制度の改善など様々な住民要望を反映しにくくなる、こういうふうになるわけですが、このことは後期高齢者医療制度や介護保険の広域連合の実態が示しているところであります。

以上述べてまいりましたが、医療費削減路線の中で保険者組織の改編を繰り返しても、安心できる医療制度は実現できないのではないのでしょうか。そこで伺います。

国保危機を打開し、明実とも国民皆保険にふさわしい再建のためには、国庫負担金を増やすよう国に求めるとともに、市国保行政に求める点として、まず1つは国保税の引き下げです。21年度決算でも収納率の低下と未済額、不納欠損額の大幅増が明らかであります。不納欠損の内訳でも生活困窮と見られる額が増加しております。21年度、また19年度は国保税率を引き上げており、いずれも滞納が大幅に増えております。一般会計の繰り入れ、基金の取り崩しなどで引き下げるよう求めるものでありますが、見解を伺います。

2つ目には、生活困窮者からの保険証を取り上げないようにするための細やかな配慮ある施策が十分講じられているものか、現状をお聞かせ願います。

3つ目には、病院にかかった際の窓口負担の軽減として、減免対象に恒常的低所得者も入れることとあわせ、税の減免同様、窓口負担についての国保法第44条、機能する行政を推進されるよう求めているものであります。

最後に、国保の広域化によって国保税や資格証明書の発行、滞納制裁、税や窓口負担の減免の取り扱い、国保財政と独自制度にどのような影響が出るとお考えなものか、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、中学生までの医療費無料化についてお尋ねいたします。

この問題はいろんな議員が取り上げてきているところではありますが、私も今回も取り上げてみたいと思います。

子供の医療費無料化は、すべての都道府県で今は実施しております。国会でも就学前を対象に無料化する気運も高まってきているところではあります。

市町村レベルでは、入院の場合には就学前を対象とする自治体は721、小学校卒業までを対象としているのが383、中学校卒業が516の自治体になっております。通院の場合には、就学前までが980、小学校卒業までが197、中学校卒業までが345と、無料化の高学年化が進んできているわけです。中学卒業まで無料化しているところは全自治体の、通院では19.4%、入院では21.7%になっております。

当市でも中学生までの無料化を求めるものでありますが、ぜひともよろしく願います。子育て中の親御さんを取り巻く経済情勢は、今さら述べるまでもなく大変厳しい状況が続いております。財源的にも小学校卒業までの医療費よりもずっと少なくて済むわけですので、十分実現可能だと思いますので踏み切るべきだと思います。いかがでしょうか。

最後に、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねいたします。

市政報告で、住宅リフォーム助成制度の活用状況が報告されました。今年度の第1回臨時会で事業実施に向け、予算9,000万円を計上いたしましたでしたが、以降8月20日までの約6カ月間に、申請件数298件、全工事総額が8億5,700万円とのことであります。補助金交付額も当初予定の70%に達しようとしていることから、今定例会に補正予算2,000万円が計上されました。

住宅リフォーム制度は、大きな地域経済効果をもたらしているとの評価をされているものと思いますが、ぜひとも来年度も継続していただきたいと考えます。あわせて補助対象に屋根の塗装も含めるよう求めるものでありますけれども、見解を伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、新たな保育制度についてであります。

議員ご質問の平成22年6月29日の少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」は、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子供を大切にする社会や出産・育児・就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会の実現を目的に、政府の推進体制、財源の一元化や社会全体による費用負担、市町村の役割の重視、幼保の一体化、多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランスの実現等の新たなシステムの実現を平成25年度までに図ろうとするものであります。

新たなシステムの方向性及び目的についてであります。総じて現在も市が目指しているところと大きな相違はないと受け止めており、ちなみに幼保の一体化や病児・病後児保育、延長保育、一時保育、広域入所等の多様な保育サービスの提供については既に実施しておりますし、休日・夜間保育等については実施を計画しているところであります。

また、これまでの所管省庁の違いで個々に行わなければならなかった事業が一体的に、しかも自治体の裁量で行えるものでありますので、大仙市が明確なビジョンを持って責務を果たしていかなければならないと考えております。

この新たな制度につきましては、財源などまだ明確なものが示されておきませんので、国の動向を注視しながら、新制度の施行に迅速に対応できる体制を整えていくことが必要であると考えております。

質問の第2点は、国保運営と広域化についてであります。

はじめに、国保税の引き下げについてであります。

国民健康保険事業につきましては、平成21年度から5カ年を計画期間とする大仙市国民健康保険事業運営安定化計画を昨年3月に策定し、事業の安定的な運営に努めているところであります。

平成21年度国保会計当初予算では、一般会計から1億5,000万円を繰り入れいたしました。が、地域経済の悪化状況等を勘案し、6月の国保税率決定時には、さらに1億円の追加繰り入れを行い、国保税額で1億3,400万円を減額し、被保険者の急激な負担増にならないよう手当を講じたところであります。

平成22年度国保会計においても一般会計から1億5,000万円を繰り入れし、国保税率は据え置きとしております。平成23年度は国保税率の見直しを行う計画となっておりますので、医療給付費の状況を考慮しながら、一般会計からの繰り入れ、国保財政調整基金の取り崩しによって、可能な限り被保険者の負担増とならないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険法により、災害や病気等による特別な事情がなく国保税を1年以上滞納している世帯には資格証明書を交付することになっております。

しかし、当市では特別な事情のある世帯に加え、低所得世帯である国保税軽減世帯、乳幼児、障がい者等のいる福祉医療受給世帯について資格証明書の交付対象外としております。さらに、資格証明書交付世帯の高校生までは保険証を交付しております。

資格証明書の交付に当たっては、毎年度９月の中旬から時間を延長して納税相談を実施するなど個々の滞納状況を詳細に把握した上で決定しております。

また、資格証明書交付後においても、災害や病気等特別な事情に該当する世帯と認められる場合には、速やかに被保険者証を交付し、医療機関の受診に支障が生ずることがないように医療機関と連携をとりながら対応をしております。

なお、昨年１０月に資格証明書を交付した２１１世帯のうち、今年８月までに資格証明書から被保険者証へ切り替えた世帯は３９世帯で、その理由別の内訳としては、特別な事情によるもの１４世帯、福祉医療受給世帯となったもの１世帯、国保税の軽減世帯となったもの３世帯、納付改善によるもの２１世帯であります。

次に、市では国民健康保険法第４４条の規定による一部負担金の徴収猶予及び免除の取り扱いについては、取扱要領を定め対応しております。

徴収猶予及び免除の対象となるのは、特別な理由により世帯の平均収入額が生活保護基準未満となった場合であり、実態調査、聞き取り調査の上、決定しております。

特別な理由としては、災害等による重大な資産の損害や収入の減少、事業または業務の休廃止、失業など著しい収入の減少等、緊急やむを得ない場合に限定しております。

恒久的な低所得者については、国保法に規定する特別な理由と認定しておりませんが、被保険者に特別な理由が生じた場合は、生活保護制度の利用など関係部署で連絡を取り、被保険者の相談に対応しているところであります。

次に、国民健康保険の広域化による制度への影響についてであります。

今般の国保法改正では、国保運営を広域化するため、都道府県が広域化等支援方針を策定できると規定され、これにより広域化の環境整備を図り、最終的には都道府県単位の国保運営を視野に入れております。また、後期高齢者医療制度廃止後の新しい制度を検討している厚労省の高齢者医療制度改革会議では、８月に公表した高齢者のための新たな医療制度等についての中間取りまとめとして、基本骨格では後期高齢者医療を廃止し、地域保険は国保に一本化する方針を打ち出しております。

国保広域化についての中間取りまとめでは、保険財政の安定化や保険料負担の公平化の観点から広域化を図ることが不可欠とし、都道府県が策定する広域化支援方針に基づき保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡充など、将来的に全年齢を対象に都道府県単位化を図ると明記されております。但し、全年齢を対象とする都道府県単位化への移行については、平成２５年度以降のある時期までと期限を定めて全国一律に

都道府県化するものと、合意された都道府県から順次、都道府県単位化するという2つの意見が提起されていることや都道府県単位化の運営主体の担い手については、都道府県による運営案と広域連合による運営案の2つに絞られているものの、都道府県運営案については全国知事会が反対を表明するなど結論が先送りになっており、不透明な部分が多く、今後の動向について注意深く見守る必要があると思っております。

国保の構造的な問題を抱えながら増え続ける医療費と税負担、この悪循環が繰り返されている中、市長会においても医療保険制度の一本化について国の責任において給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ることや、国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について要望してきただけであります。

こうしたことを踏まえ、秋田県市長会では、法案成立以前から対応について協議を進め、今年4月27日に開催された定例会において、国民健康保険事業の広域化を視野に入れた「国保広域化研究会」を独自に設立することとし、各市の国保担当による第1回研究会が5月20日に開催されております。その後、町村会から研修会への参加要望があったことから、7月13日には県内全市町村の国保担当者による広域化研究会が開催されたところであります。

今後は、県内市町村の国保の状況を調査・研究し、国保事業、国保財政運営の将来見通し等、広域化に向けた方向性を市町村が共通認識を持つための研究会を開催していくこととしております。

秋田県が策定主体となる広域化支援方針については、県に対して引き続き策定について要望してまいりたいと思っております。

いずれ現段階では、広域化による国保の具体的な制度内容についての影響等は推測できない状況であります。現在の国保は低所得者を多く抱え、被保険者の平均年齢が高いため、一人当たりの医療費が高額になることなどから、多くの市町村が一般会計から繰り入れをし運営している状況からすれば、国のさらなる財政支援の拡充を求め、将来的には県単位で広域化し運営すべきものだと思っております。

質問の第3点は、中学生までの医療費無料化についてであります。

大仙市は全県下でも手厚い子育て支援策を実施しており、子供を安心して産み育てられるまちにしていきたいとの考えから、福祉医療制度におきましては合併時、所得制限を設けず小学生までを対象として医療費の助成を行ってまいりました。しかし、厳しい

財政状況の中、長期的にこの制度を継続できる事業とするため、平成18年8月から市独自の所得制限を設け実施しているところであります。

この実施に当たっては、大仙市子育て支援意見交換会を開催し、子育て中の母親の皆様から様々な意見を伺ったところであります。助成水準を維持し、制度を継続させるためには、現行の所得制限にせざるを得ない旨を説明し、ご了解いただいたものと思っております。

近年、県においても財政難から補助基準の見直しを検討しており、市の負担が増えることも予想されることから、医療費無料化を含め、現行の多様な子育て支援サービスを後退させないことが重要と考えているところであり、現在のところ中学生までの医療費無料化については考えておりません。

質問の第4点は、住宅リフォーム助成制度に関する質問であります。この質問につきましては建設部長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、田口建設部長。

○建設部長（田口隆志君） 質問の第4点、住宅リフォーム助成制度につきましてご答弁させていただきます。

市政報告では、8月20日現在でのご報告をいたしました。8月末現在の状況は申請数で309件、補助金交付決定額で6,400万円となっており、既に補助金ベースで予算額9,000万円に対し71.1%に達しております。また現在、この事業の総工事費は約8億9,200万円となっており、居住環境の向上を図るとともに経済危機対策として市内住宅関連産業の活性化及び雇用の創出に大きく寄与しているものと考えております。

このようなことから、本年度中に補助金の不足が予想されるため、市独自の予算となりますが、2,000万円の増額補正を本定例会にお願いしているところであります。

議員ご指摘の来年度の実施につきましては、国や県の動向を注視しながら新年度予算に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、補助対象工事に屋根の塗装なども含めることについてであります。この事業は住宅の居住環境の向上を図るための環境対策等工事として環境対策、省エネルギー、バリアフリー化、耐震化工事の4項目を柱として大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱を制定して行っております。例えばトイレ等の水洗化、下水道への接続や窓の断熱化、段差のバリアフリー化、筋交い補強などを全体工事費に対して50%以上含む

こととしております。

ご指摘の屋根塗装などの工事につきましては、環境対策等工事を行いながら同時に工事を施工することによってこの事業の補助対象となるものでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 2番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 新たな保育制度で市長は現在も多様な保育サービスを十分やっているというふうなことで、システム的にはもうこの大仙市ではこの保育制度が始まってから大きな相違はないのではないかというふうなそういうとらえ方もあるようでありますけれども、いずれこの事業主負担というふうなものも伴いながら、結局、社会全体で費用負担もしながらやっていくという、まるで介護保険のような状態になるわけですね。そして、直接契約制度というふうなことで、市の方の役割というふうなものが、これまでは入所もちゃんと申し込みを受け付けて、料金は保護者の所得に応じた応能負担というふうなことでやってきているわけですが、この新たな保育制度になりますと、介護保険の例をとれば、使ったサービスの分だけ利用料も払うというふうなことで、サービスの数と内容が増えれば増えるほど利用料が増えていくというシステムなわけで、この新たな保育制度でも直接契約制度と応益負担というふうな中で、こうした長時間保育サービスを使えばこれだけの料金になります、バスを使えばこういうバス料金が取られます、そういうふうになっていくはずなんです、これ。こういうふうな考え方があるようなんです。そういった意味で、内容を知れば知るほど、現状、安心して、まず所得の少ない家庭では安心して子供を低料金で預けられるという今のシステムから大きく変わるというふうなことが大変心配されるわけですが、その辺までのまだ内容が、実態がまだ国民にはっきりと明らかになっていないというふうな段階でありますけれども、そこら辺のこの、いわゆるこの利用者、保護者側にとってこの保育制度がもたらす影響という点では非常にこの利用料の面、そして負担が高くなれば利用を差し控える、こういった事態が起きてくるのではないかとというふうな心配が実際持っているわけです。その辺のとらえ方なんかはいかがなものなのかというところを1点だけ、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

介護保険制度とこの保育関係の制度、似ている部分もありますけれども、私は違うのではないかという前提でおります。そういう指摘をする人もおりますけれども、少し違うのではないかという、まず考え方に立っております。

この今の議員がご指摘された懸念の点については、幾つか私も心配しているところがあります。これはよく関係者含めていろんな情報を我々全体として分析しなきゃならない部分もあると思いますけれども、ただ、現在のいろいろこの制度に問題があるという指摘を受けている、そういう背景にあるのは、私はどうも都会と、それから我々地方というか田舎の方がごちゃまぜになっているからこういう混乱が起きているのではないかなというふうに受け止めております。これは我々全体としますと、やっぱり地方の裁量が非常に大きくなる、一番ネックとなっておりましたその文科省、厚労省の関係、こういったものがきちっと一元化されれば、いろいろやってきた自治体というのは、それだけのノウハウなり経験ありますので、むしろ財源がすっきりするとか、そういう問題を含めて、きちっとしたサービスが提供できるのではないかなという視点に私は立っております。そういう意味で、今こう制度が大きく変わろうとしているところでありますので、変わろうとしているのをよく調査・研究しなきゃならないと思いますけれども、大筋ではしっかり我々理念を持って受け皿を作ってやれば、現在よりもいい子育て、保育制度というのができるのではないかというふうな前向きなとらえ方でおります。ただ、懸念材料については、いろいろ勉強していかなきゃならない点が多いと思います。

○議長（児玉裕一君） 2番、この1つ目について再々質問ありますか。

○2番（佐藤文子君） なし。

○議長（児玉裕一君） それでは、2つ目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 国保の広域化というふうな問題ですけれども、結局この広域化をやって県に税の決定も含めて運営を県が行うというふうなことで、市町村議会が市民の税金というふうな問題、あるいは国保の運営のいろんな制度改善等、こういったものになかなか何というか意見をきっちりと言っていくというふうなことができないというのが、もうこの介護保険だとか後期高齢の問題で非常にはっきりしてきているわけなんですけれども、国保もそうした事態にやっていくというふうになると、非常にこの…結果的には市民のそうした増税問題に対するこの意見の反映がなかなかやりにくくなるのではないかというふうな、そうした心配があるわけなんですけれども、その点はどのようにお

考えでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） あの、議員と共通認識のところは、たぶん今の国保の被保険者、かつてはかなりこの経済力のある人も多かったわけですが、現在の状況は経済力のない人、そして高齢者の多くをこの国保が抱えているという構造的な問題があるわけです。そういう問題に対して国が十分そういう状況の中で手当をしてきたかといいますと、議員ご指摘のとおり、かつては半分ぐらい手当した概念のものが今どんどん減ってきている。国保は保険者は市町村ですので、市町村が懸命に一般会計からの繰り出しをしたりしながら何とかつないできているというのが現状であると思います。ここの姿を変えていかない限り、我々はずっとこういうことを繰り返していかなくちゃならないということであります。その医療保険の関係は国保だけがあるわけではなくて、いわゆるサラリーマンの方とかそういう方たちは別の医療保険でやっているわけであります。果たして我々市民の理解を得ながら国保財政に対して一般会計からの繰り入れを行っておりますけれども、この件についてもやはり、相当やっぱりほかの保険を使っていっぱいやる皆さんからも理解をいただけないとだめなのかなというところまで相当な繰り入れを今行っている現状だと思っています。この辺を抜本的に解決していかなければ、我々はだめだというふうな認識に立っております。全国市長会では、町村会もありますけれども、市長会はそれぞれ保険者でありますので、この辺の実態を一番とらえているのが保険者である市長会なわけです。市長会として、このままでは市の財政を含めて、あるいは医療保険制度を含めて、法改正しないと大変な危機感の中で国にかなり強く国保の問題の改正については要望してきております。そういう流れの中で今回出てきたのが、その小さい保険者ではこれ、まず一つの県民国保という考え方でひとつやるべきではないかというのが市長会の合意のもとで法改正をしていただいたという経緯があると思っております。そういう動きでありましたので、秋田県市長会では保険者であります我々が市町村…最初は市長会、市がやっぱり制度設計をして、ただ、単位となるのは県でありますので、県が逃げないでこの問題に入っていただくと、こういうスタンスで市長会として研究会を立ち上げ、町村会にも働きかけて、今合流しまして、秋田県の保険者全体市町村が今、研究会で、我々が実際保険者としてやっていますから、ここでやっぱりこの秋田県の国保という問題であれば制度設計をして、そこに県が入ってきてやっぱり県が責任を持って県民国保という考えでやっていくと、こういうことをしていかなきゃ

ならないのではないかと。今までの様々な改革は上から全部整えられまして、そして、例えば後期高齢でも広域連合でやりなさいとか、そういう仕組みであったと思います。今回の我々の動きは、まず保険者である我々がどういうこの制度設計していくべきかということを中心にしながら、下からといいますか、現場から意見を出しながら県全体の国保制度というものをまとめてみたいという考え方で動いておりますので、議員が懸念されているそういう問題については、保険者が直接県民に向かって全体としてやることでありますので、相当程度克服されるのではないかという思いであります。

なお、この研究会の事務局は大仙市の国保年金課も相当重要なポストにあります。

○議長（児玉裕一君） 2番、この2つ目の項目について再々質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 再々質問というよりも、今後また引き続きこの問題については、また議会等でまず提言していきたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） 3つ目の項目について再質問ありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 3番目についてお願いいたします。現状の子育て支援を後退させないようにするというところで、中学生までの医療費無料化はまず現在考えていないという答弁がありました。じゃあ、これは中学生になればさほどまず費用もそう大きくかからないというふうなことで言っているわけですが、就学前よりもかなり医療費はかからないというふうになっているわけですが、どれぐらいかからないのかというようなところで、実際に中学校までやっているところで試算、試算というよりも実績として出した北海道の蘭越町というところがありまして、北海道です。蘭越町という…ですね。この町はですね、人口5,400人の町なんです。村なんです。それでここでやっているわけなんです。中学校で…ここは今年からですね高校、18歳まで無料化を実施したところです。実施しているんです。ここでは中学校まで実施したのが2008年に実施しているわけですが、ここでは小学校まで子供さん一人当たり病院にかかる件数が11.2件で助成額が子供さん一人当たり2万6,070円というのが、いわゆる3割負担分の助成ですので、2万6,070円というふうなことなようです。それが中学生一人当たりはどれぐらいになっているのかというと一人当たり6.6件受けていまして、助成額が一人当たり1万5,797円と、まず1万5,800円というふうなところが助成額です。これを単純に当市の中学生の数に計算合わせますと3,800万円程度で、これ全員がまず病院に1回はかかったとしてですよ、かかったとして、全員にこ

れ助成するというふうに計算してですよ、3, 800万円ほどあれば十分できると。もっともったかからないだろうというふうに考えられるわけです。そういうふうなことも含めて当市の財源の割合からすると、今の子供さんの医療費助成額、全体の助成額にこれだけの負担をすることは、そんなに大きな財源の負担にならないのではないかとというふうなことでですね、是非これを実施していただきたいというふうなことで、全国でも2006年の当時よりも中学校まで実施している自治体が、もう倍以上に増えているんですね。それで、そういうのを考えますと、もう大仙市が財源の問題から後退させないようにというふうなことで、いつまでも、5年もずっと同じ制度で続けるということではなくて、5年も、4年間もやってきたわけですから、もう一つここでまた一步前進というふうなことで是非ご検討されたいかがかなと思いますので、もう一度この点についてお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程答弁でも申し上げましたけれども、我々その小学生の医療費とか中学生医療費というところだけを考えてきたわけではなくて、子育て全体の中でどれだけ対応できるかという体系の中で何とか頑張って、若干の所得制限はありますけれども小学生までは無料にしようというふうな決め方をしております。確かに全国的にその医療費だけピックアップしますと、一定の数になるのは我々もわかっておりますけれども、果たしてそれが全体としてゼロ歳から始まって中学生、義務教育を担当しています自治体にとっては、中学生あたりまでしっかりこの手当できているかということについては、なかなか調べようがありませんので、ただ、我々はその、そこまでの体系の中でその医療費の問題を考えてきているつもりでありますので、あとそのいろいろ推計を試みるにしても、なかなか難しい面がございます。その…小さい町ですとすぐわかると思うんですけれども、やっぱりその9万人からいるところであると、医療保険で追っかけていっても国保のほかの医療保険もたくさんありますので、この辺のデータがなかなか我々、今、入ってこない仕組みになっていますので、国保を中心にしながらいろいろ推計したりしておりますけれども、なかなかちょっと不明確な部分が多くて、その辺のところももう少しデータの面でもまず調査はしてみたいと思いますけれども、ただ先程申し上げましたように、全体として我々子育てということ、その医療費の位置づけをしております。そこをひとつご理解いただきたいと思います。

それから、あんまり言いたくないんですけれども、県の対応も変わってきております。

そういう意味で、その分を保護者の皆さんに跳ね返すわけにはいきませんので、その分を吸収していかなきゃならないという関係もございますので、もう少し今の制度で全体の財政がどうなるかという問題を含めまして続けていかなければならないのではないかなというのが現在の認識でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 2番、この件に関して再々質問はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 県の対応というふうなものは、県の方でしっかりと継続、拡充するよう要望していくのが、まずこちら側の対応だと思うんです。それはそれとして、ある程度やっぱり5年間続けてきたこうした同制度でのサービスというふうなものを、そろそろやっぱり拡充するというふうなことも決断するにふさわしい時期なのではないかなというふうにも思うわけで、決して医療費だけでなく、この蘭越町も含めてですね、子供、子育て支援条例を作って学校給食費の無料化をやっているとか、そういう町もあちこちにあるわけで、決して当市が、当市も頑張っておりますけれども、ほかの町も大いに、やっぱり今、子育て、少子化対策の一環としてどこでも頑張っているわけです。そういう意味では是非中学生の無料化というふうなものについては、十分財源的にも当市の財源ベースからも十分実現可能なのではというふうなことを申し添えて、是非頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（児玉裕一君） よろしいですか。4つ目もいいですか。

○2番（佐藤文子君） 4つ目ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時10分に再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....

午前11時09分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（児玉裕一君） 日程第2、報告第6号から日程第25、議案第156号までの24件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第6号から議案第156号までの24件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第26、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

.....

午前11時11分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。平成21年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うに当たり、ただいまお手元に配付いたしました決算特別委員会委員選任一覧表のとおり、27名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、27名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第27、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に27番千葉健君、同副委員長に29番竹原弘治君を指名いた

します。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第２８、議案第１５７号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。議案第１５７号は決算特別委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第２９、議案第１５８号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。議案第１５８号は教育福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３０、議案第１５９号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。議案第１５９号は建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３１、議案第１６０号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の資料Ｎｏ．７の大仙市補正予算書〔９月追加補正〕をご覧いただきたいと思っています。

１ページになります。

議案第１６０号、平成２２年度大仙市一般会計補正予算（第６号）について、ご説明

申し上げます。

今回の補正予算は、８月１４日及び１７日の局地的豪雨により被災した農業用施設や土木施設などの復旧費について補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ７，６２２万７千円を追加し、補正後の予算総額を４６０億５，２２４万９千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により歳入から順にご説明申し上げます。

６ページになります。

１０款地方交付税は、特別交付税として７，６２２万７千円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

９款消防費は、災害現場の状況確認等に勤務した職員の時間外勤務手当など及び巡回パトロール等の被害対策として出動した消防団員の費用弁償に係る災害応急対策費として５２８万６千円の補正であります。

８ページになります。

１１款災害復旧費は７，０９４万１千円の補正であります。

内容といたしまして、土木施設災害復旧事業費（単独分）につきましては、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、協和地域、南外地域及び太田地域におきまして、豪雨により路肩決壊、法面崩壊などの被災をした市道４３カ所に係る復旧工事費や補助災害復旧事業の申請のための測量設計業務委託料などとして合わせて１，９１９万２千円の補正、河川災害復旧事業費（単独分）は、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、協和地域及び南外地域において豪雨により護岸決壊等の被災をした河川２２カ所に係る復旧工事費や補助災害復旧事業の申請のための測量設計業務委託料などとして合わせて１，１２１万４千円の補正、農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）は、大曲地域、西仙北地域、中仙地域及び協和地域において豪雨により被災した農道、水路及びため池について、二次災害などにより被害の拡大が想定される箇所に係る応急対応経費として１，５４９万１千円の補正、農地等災害復旧事業費補助金は大仙市農地等災害復旧事業補助金交付要綱に基づき、大曲地域、神岡地域、西仙北地域、中仙地域、協和地域及び南外地域において豪雨により被災した農地等の復旧費に対して補助金を交付する市単独事業として１，９４３万３千円の補正であり、７月２９日から３０日にかけて発生した災害と同様、補助率を５０％から７５％、限度額を２０万円から３０万円に引き上げて

対応するものであります。

林業施設災害復旧事業費（単独分）につきましては、中仙地域、協和地域及び南外地域において、豪雨により路肩決壊、法面崩壊などの被災をした林道及び作業道9カ所に係る復旧経費や協和地域の林道に係る補助災害復旧事業の申請のための測量設計委託料として合わせて320万4千円の補正、衛生施設災害復旧事業費（単独分）は、中仙地域において豪雨により被災した一般廃棄物最終処分場管理道路の路面洗掘復旧工事に係る経費として240万7千円の補正であります。

以上、議案第160号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。28番。

○28番（鎌田 正君） 各支所の積み上げの結果だと思いますけども、これは金額は別といたしまして、まず一点は要望になるわけですが、この私ども積み上げはいんだけですけども、その箇所、工事というか被災地の箇所、相当数、特に私ども西仙北地域が相当の数の箇所あるわけですが、その箇所の一覧表をひとつ出してほしいなということが一つと、それから、これは今日というか最終日の議決になるわけですが、その議決した後に、この被災農家のお知らせの方法、といいますのは、今回被災した農家はもちろんそれぞれ地元の総合支所の職員等がかなり頑張って調査しながら写真なり、あるいは測量なり、簡単な測量なりしてきたわけですが、それまでは良かったわけですが、その後の対応がちょっと何といいますか、果たしてこれ何となっているのかなと、日数も経ったわけですから、約1カ月になるころですので、何となっているのかなという問い合わせが結構多いわけで、この後の対応をきちっとしていただきたいなと。

それからもう一点は、先程の専決の件もあるわけですが、その何といいますかな、予算措置はできたと。農家の人たちはいち早く復旧したいという、皆さん当然稲刈りの後、すぐに復旧したいという気持ちは重々あるわけですが、さっぱりそのはかどらないと、議決した後にすぐに取りかかりたいという方についても即座に対応できるような体制を整えてほしいということを一点と、それから例えば専決のときも一応話すればよかったわけですが、専決でありながら予算が議決できないからちょっと待ってほしいとかっていう、結構そういったその総合支所の職員たちがこういう話しておりますので、何のための専決だったのかなと私ども思っておるわけですが、そ

こら付近ひとつよろしく対応していただきたいということを一点。

それからもう一点については、実は例えば河川なんかは当然市単独でやるところもあるわけですが、河川と、それに付随した例えば頭首工なんかあるわけですが、その前後については上流10m、あるいは下流10mは農業団体がやってくださいよと、農災でやりますからということだそうですが、それはわからないわけではないわけですが、たった、一例を挙げますと、1カ所ちょっと私も確認しているけれども、バックホーがバケットで2、3回はできればいいようなところも手をかけられないでいると。これはちょっと地元の被災した農家としては、非常に何というか建設課でやる分だからとか、あるいは農林振興課の分だといって区別して、ちょっとやってもらえればもうできるものをそういった区別してなかなか手もつけないでいると、非常に何というかあまりにもすみ分けが厳しくてといいますか、はっきりしすぎて、農家の人は建設課であろうと農林振興課であろうとすぐやってもらいたいのが今の現在の心境ですので、そこら付近柔軟に対応していただきたいなど。この後もいろいろあるわけですが、何とかひとつあの、私も建設部の方へも再三再四、部長も含めて申し入れしてきたわけですが、あと1カ所、先般もやっていただいた後に農家の人から、あれあその残ったところは何となっているんだと。本当に今言ったようにバケットで2、3回はだけでやればいいものを手をつけないでいると、非常にこう、誠意がないといえば大変失礼な言い方ですが、そこら付近何とか、あまりその区別つけないできちんと対応していただきたいという、これ要望ですので、ひとつよろしく、この2点まずその一覧表と、そういった点、ひとつよろしく速やかな対応をお願いしたいなと思っております。お願いします。

○議長（児玉裕一君） この件について、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 最初の箇所の一覧表につきましては、準備ができ次第お配りしたいと思います。

それから、被災農家へのお知らせにつきましては、庁議等で市長、副市長からも話されていることでありまして、おっしゃるとおりだと思っております。災害調査した後に、市としての対応策が決まった場合は、いち早く被災農家の皆さんにお知らせして、少し安心といいますか、していただくというのが私たちの一連の仕事の流れだと思っております。徹底していきたいと思います。

それから、緊急対応、いわゆる緊急措置としての対応、災害対策上の緊急措置という

ことで、それにつきましては今ご指摘ありましたように柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。予算につきましても予備費対応できるものは予備費対応という形で柔軟に対応してまいりたいと、今回教訓とさせていただきたいと思います。そういったことで対応させていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） よろしいですか、２８番。

○２８番（鎌田 正君） はい。

○議長（児玉裕一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議案第１６０号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第３２、請願第６号及び日程第３３、陳情第１９号の２件を一括して議題といたします。

本２件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、９月１０日から９月１５日までの６日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、９月１０日から９月１５日までの６日間、休会することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる９月１６日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午前１１時２５分 散 会

